

議第47号

京都市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

京都市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年2月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

京都市子ども医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市子ども医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

提案理由

医療費の支給の方法を変更することに伴い、受給者証の提示に関する取扱いを変更する必要があるので提案する。